

Japanese Practice News

Mar. 2020, No. 08 KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

COVID-19 関連法令(四)

税金徴収法≪税捐稽徴法≫第26条規定の解釈通 達の公布により納税の延期又は分割納税が可能に

財政部は解釈通達を公布し、「厳重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」施行期間(2020年1月15日から2021年6月30日)において、納税義務者が新型コロナウィルス(COVID-19)の感染拡大による影響を受け、規定の納付期間内に一括納税出来ない場合、税金徴収法第26条の規定に基づき、規定の納付期間内に管轄税務当局へ納税の延期又は分割納税のいずれかを申請することが出来ます。

台財税字 第10904533690 号	納税の延期又は分割納税の申請
施行期間	「厳重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」に合わせ2020年1月15日から 2021年6月30日
根拠法令	税金徵収法第26条
関連優遇	一、納税額の制限無し 二、延期は最長一年 三、分割は最長三年
申請期限	規定の納税期限内に納税の延期又は分割納税のいずれかを選択して申請することが 出来る (例:2019年度営利事業所得税の納付期間2020年5月1日から6月1日までに申請する。 申告納付延期条件に適合する場合、2020年6月30日までに申請する。)
申請対象	管轄の主務税務当局
核准	主務税務当局は受理後、その状況により延期後の納税期限又は納税分割回数を承 認する
期限までに納税しない 場合	税金徴収法第27条 期限までに納税しない場合、税務当局は当該納付期間の満了日の翌日から3日以内 に、納税義務者へ未納税額通知を発行する。10日以内に一括納税しない場合、未納 部分に対して強制執行が行われる。
申請書	添付参照

営利事業者(営業人)の新型コロナウィルス(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税申請書(国税適用)

					中胡口, 十 万 1
営利事	名称		責任者、代表	姓名	
業者	統一番号		人又は管理人	身分証番号	
(営業人)	住所				
連絡先電話	舌番号	(昼間)	(携帯電話)		
申請理由』	みび税目	法)第26条及び財政部202 納税を申請する。 一、申請理由: □短期における売上高の □その他(二、税金類別: □営業税 □営利事業 □特種貨物及び役務税 □ 年度 期/月 (申告税額: □ 年度 期/月 (管理コード:	響により規定の納付期間内に一 20年○月○日台財税字第○○(急減 □財務上の困難() 禁所得税 □貨物税 □た 「一位定申告(年度未処分利益 」元,未処分利益税額: の査定追徴税、過料(納付書原 税額:元) 、規定により未納税額から差引	○号の規定に基づる こばこ酒税 益申告を含む)の納 元) 本部を添付)	き、納税の延期又は分割) 付すべき税金。
	E期期間又は 回数 (いずれ 申請可能)	して差引くことに同意 口延期個月	<u>する。</u> ロ <u></u> 回の分	割納税	
		営利事業者((営業人):		(押印)
		責任者、代表	長人又は管理人:		(押印)
		代理人:			(署名又は押印)
		代理人身分	証番号:		
注記:代理	人に委託する場	場合、代理人の資料の記入 <i>σ</i>	Dほか、委任書及び代理人の身	·分証のコピーを添付	すすること。
		切取線	切取線		切取線
□営業税 □年 □年	□営利事業 度期/月/(決 度期/月の査	所得税 口貨物税 [算)申告の納付すべき税金(を定追徴税、過料(納付書原:	9)の影響による納税の延期又は]たばこ酒税 口特種貨物及 年度未処分利益申告の納付 本部を添付))が納税の延期又は分割納税を	なび役務税 †すべき税金を含む)
	枚を受領した。				
注記:	v = 14-24-4 10 mi	# B & B & L + B = 1 2	15 = 0 双环毒土原物: - 111	. L	税務当局検収欄
二、郵送で 郵便	申請する場合、	営利事業者の所在地の国利。並びに郵便局の領収書と	よう、この受領書を保管してくだ 兑局の所属分局、地方税務所又 併せてこの受領書を保管してくが	は服務処へ書留	
	1. 杳定追	徴(追納)税金について納税	の延期又は分割納税を申請すん	る場合 納付津に言	₽載の納税期限日までに★
	申請書 確定申 申告納	を記入し、当初の納付書と併 告又は納付すべき税金につ 付期限日までに本申請書を	の延朔又は方割納税を申請する fせて当初査定された国税局へ pいて納税の延期又は分割納稅 記入し、管轄国税局の所属分局 Hできない場合。行政程度法第	提出する。 治を申請する場合、 品、地方税務所又は	法定又は法により延長した 服務処へ提出する。

1. 査定追徴(追納)税金について納税の延期又は分割納税を申請する場合、納付書に記載の納税期限日までに本申請書を記入し、当初の納付書と併せて当初査定された国税局へ提出する。
確定申告又は納付すべき税金について納税の延期又は分割納税を申請する場合、法定又は法により延長した申告納付期限日までに本申請書を記入し、管轄国税局の所属分局、地方税務所又は服務処へ提出する。(規定の納付期限までに申請を提出できない場合、行政程序法第50条の規定により、その原因の消滅後10日以内に申請を提出すること)

2. 納税延期期間又は納税分割回数:
(1)延期:1から12個月
(2)分割:2から36回、1か月を1回として計算する。
3. 納税の延期又は分割納税が承認された場合、同一事由により納税の延期又は分割納税を再申請することは出来ない。別の事由により未納税金について、納税の延期又は分割納税を再申請する場合、前回納税の延期を選択した者は今回も延期に限定される。前回分割納税を選択した者は、今回も分割納税に限定される。前回及び今回の納税の延期期間又は分割納税期間の合計は3年を超えてはならない。
4. 納税義務者は分割納税するいずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税務当局は納税義務者へ未納税額通知を発行する。10日以内に一括納税しない場合、未納部分に対して強制執行が行われる。

個人の新型コロナウィルス(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税申請書(国税適用)

				甲請日: 午 月 日			
納税義	務者		身分証番号				
戸籍位	主所	,					
連絡先	住所						
連絡先電	話番号	(昼間) (携帯電話)					
新型コロナウィルスの影響により規定の納付期間内に一括納税出来ないため、税金徴り 稽徴法)第26条及び財政部2020年〇月〇日台財税字第〇〇〇号の規定に基づき、納 又は分割納税を申請する。 一、申請理由: □無給休暇 □短期における収入の急減 □その他() 二、税金類別: □個人所得税 □建物・土地合一所得税 □特種貨物及び役務税 □年度申告の納付すべき税金(税額:元)。 □年度査定の追徴税、過料(納付書原本部を添付), (管理コード:税額:元、納付期限日: 年 月 日) 三、税還付金がある場合、規定により未納税額から差引く。なお残額がある場合、□紅 分割して差引くことに同意する。				中の規定に基づき、納税の延期 受務税 年 月 日)			
申請する延期期	間又は納税						
分割回数 (いずれか1つの	み申請可能)	□延期個月	□回の分割納税				
	コロナウィルス(C) 口建物・土地年度申告の納作年度査定の証番枚を受領した。 正益を保障し、後続する場合さい。金融は以下を表	数税、過料(納付書原本部を添付) 号:)が納税の延期に こ。 日の照合に使用できるよう、この受領書 所在地の国税局の所属分局、地方税別 びに郵便局の領収書と併せてこの受領 参照。	なび代理人の身分証のコピー 一切取線 は分割納税申請書 受領書 系税 又は分割納税を申請する納付 書を保管してください。 条所又は服務処へ書留 書を保管してください。	切取線 け書原本部、及び関連 税務当局検収欄			
注意事項	1. 査定追徴(追納)税金について納税の延期又は分割納税を申請する場合、納付書に記載の納税期限日までに本申請書を記入し、当初の納付書と併せて当初査定された国税局へ提出する。確定申告した納付すべき税金について、納税の延期又は分割納税を申請する場合、法定の確定申告期限日又は法により延長した確定申告期限日までに本申請書を記入し、確定申告書のコピー又はインターネット申告時の受領書と併せて、戸籍所在地の国税局の所属分局、地方税務所又は服務処へ提出する。(規定の納付期限までに申請を提出できない場合、行政程序法第50条の規定により、その原因の消滅後10日以内に申請を提出すること)2. 納税延期期間又は納税分割回数:(1)延期:1から12個月(2)分割:2から36回、1か月を1回として計算する。3. 納税の延期又は分割納税が承認された場合、同一事由により納税の延期又は分割納税を再申請することは出来ない。別の事由により未納税金について、納税の延期又は分割納税を再申請する場合、前回納税の延期を選択した者は今回も延期に限定される。前回分割納税を選択した者は、今回も分割納税に限定される。前回及び今回の納税の延期期間又は分割納税期間の合計は3年を超えてはならない。4. 納税義務者は分割納税するいずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税務当局は納税義務者へ未納税額通知を発行する。10日以内に一括納税しない場合、未納部分に対して強制執行が行われる。						

新型コロナウィルス(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税申請書 (地方税適用)

申請日: 年 月

۳.	丽	н	٠	_
-				

納税義務者		国民身分証	統一番号	
		営利事業		
家屋所在地/土地地号/車 両ナンバープレート番号				
連絡先住所	+			
連絡先電話番号	(昼間) (
建加九电阳田 7	新型コロナウィルスの影響により規定		- 妊幼鉛屮並か	いため お全徴収注(税場
申請理由及び税目	稽徴法)第26条及び財政部2020年C 又は分割納税を申請する。: 一、申請理由: □無給休暇 □短期におけ □その他事由(二、税金類別: □家屋税 □地価税 □車両銀 □年度納付すべき税金(納	月〇日台財税字等る収入の急減) 監札使用税 付書原本部付期 料(納付書原本 元,納付期 大統領がら差引	係○○○号の規 添付)。 限日: 年 _部を添付), 明限日: 年	見定に基づき、納税の延期 月 日) 月 日)
申請する延期期間又は納税				
分割回数	口延期個月	□回の	分割納税	
(いずれか1つのみ申請可能)				
新型二家屋所在地/土地地号/車両元 「一家屋税 「一地価税 「一」 「年度納付すべき 「一」 年度査定の追復 「一」 「任(身分証者 明書類計 枚を受領した。注記: 「、申請者の権益を保障し、役 こ、郵送で申請する場合、家屋	□車両鑑札使用税 「税金(納付書原本」 部を添付) 「税金(納付書原本」 部を添付) 「競技、過料(納付書原本] が納税の延期 「登日の照合に使用できるよう、この受領・ 「要、土地又は車両を管轄する地方税税を 「収書と併せてこの受領書を保管してくだ。」	及び代理人の身分 一切取線	 割納税申請書 請する納付書原 い。	切取線 受領書
両鑑札使書と併せて (規定の)。 日以内に 2. 納税延期 (1) 延期 注意事項 (2) 分害 3. 納税の延 出来ない	法(税捐稽徴法)第26条の規定により、約 用税の納税義務者は納付書に記載の で家屋、土地又は車両を管轄する地方和 納付期限までに申請を提出できない場合 申請を提出すること) 期間又は納税分割回数: 別:1から12個月 別:2から36回、1か月を1回として計算する 期又は分割納税が承認された場合、同 。別の事由により未納税金について、約 した者は今回も延期に限定される。前回	納税期限日までに 税税務当局へ提出で 合、行政程序法第5 る。 一事由により納税の が税の延期又は分割	本申請書を記 <i>入</i> する。 0条の規定によ 0条の規定によ の延期又は分害 削納税を再申請	、し、当初発行された納付 は、その原因の消滅後10 は、その原因の消滅後10 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

前回及び今回の納税の延期期間又は分割納税期間の合計は3年を超えてはならない。

.納税義務者は分割納税するいずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税務当局は納税義務者へ 未納税額通知を発行する。10日以内に一括納税しない場合、未納部分に対して強制執行が行われる。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

新竹事務所

台北市信義路5段7号68F 新竹市科学工業園区展業一路11号

Tel: 02 8101 6666 Tel: 03 579 9955 Fax: 02 8101 6667 Fax: 03 563 2277

201号7F Tel: 04 2415 9168

Fax: 04 2259 0196

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段

台南事務所

高雄事務所

台南市中区700民生路2段279号16F 高雄市前金区中正四路211号12Fの6

Tel: 06 211 9988 Tel: 07 213 0888 Fax: 06 229 3326 Fax: 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

台北事務所

Tel: 02 8101 6666 (代表)

Fax: 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号: 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号: 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号: 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号: 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得稅、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号: 00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号: 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号: 16991 E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号: 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

home.kpmg/tw/jp

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.